



島根県報

令和2年3月23日(月)

第 90 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則 (審査指導課) 2

【告 示】

地方税法第144条の9第3項の規定による特約業者の指定の取消し (税 務 課) 3

不当な取引行為の指定の一部改正 (環境生活総務課) 3

【公 告】

肥料の登録 (農 産 園 芸 課) 3

建設業法の規定による営業の停止 (土 木 総 務 課) 4

基本測量の実施 (技 術 管 理 課) 5

都市計画決定の図書の縦覧 (下 水 道 推 進 課) 5

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る受験申込手続の変更 (建 築 住 宅 課) 5

【特定調達公告】

令和2年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施 (道 路 維 持 課) 7

令和3年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施 (") 10

令和2年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等 (") 12

施設管理台帳システム整備業務委託に係る一般競争入札の実施 (企 業 局 施 設 課) 13

【病院局規程】

島根県病院局事務処理規程の一部改正 17

島根県病院局の任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規程の一部改正 17

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正 18

【公安規則】

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 18

島根県公安委員会運営規則の一部を改正する規則 (") 18

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (") 19

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第25号）

1 規則の概要

- (1) 非常勤の県費負担教職員の報酬の支出の命令をする権限を教育事務所に委任しないこととした。（第4条第2項第2号関係）
- (2) 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第4条第2項第3号・第13条・第48条関係）
- (3) 民法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備（第68条・第71条の2・第71条の3関係）
- (4) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年2.6パーセントに改めることとした。（第71条関係）
- (5) 納入通知書等の納付場所から商工組合中央金庫を削ることとした。（様式第8号・様式第11号関係）
- (6) その他様式の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)については、令和2年5月1日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第25号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「の県費負担教職員をいう。以下この号において同じ。）（非常勤の職員に限る。）の報酬並びに県費負担教職員」を「に規定する県費負担教職員をいう。）」に改め、同項第3号中「（臨時的任用職員に係る旅費を除く。）」を削る。

第13条第4項中「、賃金」を削る。

第48条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第21号までを1号ずつ繰り上げる。

第68条第2項第11号中「かし担保責任」を「契約不適合責任」に改める。

第71条第1項中「2.7パーセント」を「2.6パーセント」に改める。

第71条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして契約の相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第71条の3第1項中「より」の次に「、何らの催告をすることなく」を加え、同項第2号中「、正当な理由によらないで」を削り、「履行の提供をする見込みがない」を「債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められる」に改め、同項第3号中「正当な理由によらないで、履行を中止した」を「債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 契約の相手方が契約に違反し、契約担当者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき。

様式第8号その1の裏面及び様式第11号の裏面中「商工組合中央金庫」を「中国労働金庫」に改める。
中国労働金庫

様式第55号の備考1中「ハイウェイカード」を「島根県収入証紙」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第2号の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の島根県会計規則第68条、第71条の2及び第71条の3の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の島根県会計規則の規定に基づいて作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

島根県告示第162号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
土田産業株式会社	島根県浜田市三隅町湊浦22	令和2年2月29日

島根県告示第163号

不当な取引行為の指定（平成17年島根県告示第1,022号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

この告示の施行の日前に締結されたこの告示による改正前の不当な取引行為の指定第2項第6号に掲げる契約の条項については、この告示による改正後の不当な取引行為の指定第2項第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和2年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

第2項第6号を次のように改める。

- (6) 事業者の債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為による損害賠償の責任又は引き渡された目的物が種類若しくは品質に関して契約の内容に適合しないものであるときにおける目的物の修補若しくは代替物の引渡しによる履行の追完若しくはその不適合の程度に応じた代金の減額の責任を不当に免除する条項を定めた契約を締結させること。

第5項第1号中「1若しくは2」を「第1項各号若しくは第2項各号」に改める。

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和2年3月13日	島肥登第409号	魚かす粉末	魚かす粉末9-6	窒素全量 9.0 りん酸全量 6.0	公定規格のとお	有限会社黒川商店 島根県浜田市港町307番地1
令和2年3月13日	島肥登第410号	混合有機質肥料	混合有機6-5	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	公定規格のとお	有限会社黒川商店 島根県浜田市港町307番地1
令和2年3月13日	島肥登第411号	混合有機質肥料	混合有機5-4	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0	公定規格のとお	有限会社黒川商店 島根県浜田市港町307番地1

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 処分をした年月日

令和2年3月12日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

ダイワエンジニアリング株式会社

(2) 主たる営業所の所在地

島根県益田市中島町イ19番地2

(3) 代表者の氏名

宇田 和生

(4) 許可番号

島根県知事許可（般-29）第8746号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築一式工事業に関する営業のうち、民間工事にかかるもの

（注1）「建築一式工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事業を請け負う営業をいう。

（注2）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 期間

令和2年3月27日から同年4月10日までの15日間

4 処分の原因となった事実

ダイワエンジニアリング株式会社は、カンボウプラス株式会社が発注した「設備作業場新築工事本体工事」に関し、資格要件を満たさない技術者を工事現場の監理技術者として配置した。

このことが、建設業法第26条第2項の規定に違反し、同法第28条第3項及び同条第1項第2号に該当すると認められる。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

基本測量（国土広域情報修正）

2 作業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

島根県全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸山達也

1 都市計画の種類

浜田都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

令和2年3月2日付け島根県報号外第17号で公告した令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等を図るため、受験申込手続の一部を変更し、郵送による受験申込みの受付期間を延長し、受付場所における受験申込みを取りやめることとしたので、公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により島根県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

令和2年3月23日

島根県知事 丸山達也

1 試験期日及び時間

(1) 「学科の試験」

（二級建築士試験）

令和2年7月5日（日）午前10時10分から午後5時20分まで

（木造建築士試験）

令和2年7月12日（日）午前10時から午後5時20分まで

(2) 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

令和2年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

（木造建築士試験）

令和2年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験地及び試験場

(1) 「学科の試験」

（二級建築士試験）

松江市 松江市朝日町478-18

松江テルサ

（木造建築士試験）

松江市 松江市朝日町478-18

松江テルサ

(2) 「設計製図の試験」

（二級建築士試験）

松江市 松江市殿町158

島根県民会館

（木造建築士試験）

松江市 松江市朝日町478-18

松江テルサ

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和2年3月25日（水）から同年4月13日（月）まで

イ 受験申込方法

次の宛先（受付最終日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間及び受付時間

令和2年4月13日（月）午前10時から同月20日（月）午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

4 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成30年又は令和元年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。

なお、免除の申請に当たっては、平成30年若しくは令和元年の試験（他の都道府県が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書又は平成30年若しくは令和元年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で令和2年の「学科の試験」が免除できる旨が記載されたものを貼付して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票（受験番号及び試験場等を明記したもの）については、令和2年6月12日（金）（予定）に、受験有資格者に

発送する。

6 合格者の発表及び可否の通知

合格者の発表日は次のとおりとし、合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。

(1) 二級建築士試験

ア 「学科試験」 令和2年8月25日（火）（予定）

イ 「設計製図の試験」 令和2年12月3日（木）（予定）

(2) 木造建築士試験

ア 「学科試験」 令和2年9月8日（火）（予定）

イ 「設計製図の試験」 令和2年12月3日（木）（予定）

7 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部等に掲示する。

8 その他

- (1) 設計製図の課題は、令和2年6月10日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センター中国四国支部及び一般社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

また、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 件名、数量及び配車先

ア 除雪グレーダ（3.7m級）1台 雲南県土整備事務所

イ 除雪ドーザ（4t級、Aプラウ付）1台 雲南県土整備事務所

ウ 除雪ドーザ（11t級、SAプラウ付、両サイドシャッター付）1台 雲南県土整備事務所

エ スノーローダ（1.5m³級、サイドダンプバケット付）1台 益田県土整備事務所津和野土木事業所

オ 除雪ドーザ（8t級、SAプラウ付）1台 隠岐支庁県土整備局

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月24日（水）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加さ

せないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年3月31日（火）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年4月6日（月）午前9時から同月7日（火）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和2年4月7日（火）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月8日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和2年3月31日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は、次により交付する。

(1) 交付期間

本公告の日から令和2年3月31日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

令和2年4月7日（火）正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県（土木部道路維持課道路管理グループ）に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Motor grader with snowplow 3.7m class : 1
- b Tractor with snowplow 4 ton class : 1

- c Tractor with snowplow 11ton class : 1
 - d Snow loader 1.5m³ class : 1
 - e Tractor with snowplow 8ton class : 1
- (2) Bid tendering date and time : 9 : 00 a.m. April 6, 2020 ~ 4 : 00 p.m. April 17, 2020
- (3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6046

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名、数量及び配車先

ア 除雪トラック（7 t級、4×4）1台 松江県土整備事務所広瀬土木事業所

イ 除雪トラック（7 t級、4×4）1台 雲南県土整備事務所

ウ 除雪トラック（7 t級、4×4）1台 浜田県土整備事務所

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年3月24日（木）

(4) 納入場所

それぞれの配車先の県土整備事務所長又は事業所長が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(4)産業機器」又は大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」

という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

また、入札書に記載する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和2年3月31日（火）午後4時までに、島根県土木部道路維持課道路管理グループ（島根県松江市殿町8番地）に入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

- (2) 提出した申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札期間、開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年4月6日（月）午前9時から同月7日（火）午後4時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和2年4月7日（火）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月8日（水）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和2年3月31日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は、次により交付する。

- (1) 交付期間

本公告の日から令和2年3月31日（火）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規

則第22号) 第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

令和2年4月7日(火)正午までに島根県土木部道路維持課道路管理グループ(島根県松江市殿町8番地)に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(土木部道路維持課道路管理グループ)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Snow removing truck 7 ton class : 1
- b Snow removing truck 7 ton class : 1
- c Snow removing truck 7 ton class : 1

(2) Bid tendering date and time : 9 : 00 a.m. Apri 16, 2020 ~ 4 : 00 p.m. , Apri 17, 2020

(3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan
TEL : 0852-22-6046

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公告する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 物品等の名称、数量及び配車先

- (1) 凍結防止剤散布車(乾式2.5^m級、4×4)2台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所、浜田県土整備事務所

- (2) 除雪ドーザ（11 t級、SAプラウ付）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
 - (3) 除雪ドーザ（8 t級、マルチプラウ付）1台 雲南県土整備事務所仁多土木事業所
 - (4) 除雪ドーザ（8 t級、SAプラウ付）2台 県央県土整備事務所
 - (5) 除雪ドーザ（11 t級、SAプラウ付）1台 浜田県土整備事務所
 - (6) 除雪ドーザ（8 t級、SAプラウ付）1台 隠岐支庁県土整備局
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県土木部道路維持課道路管理グループ 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
- 1(1)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10
 - 1(2)：ロジスネクストユニキャリア株式会社中国支社山陰支店 支店長 上野 義則
島根県松江市東出雲町錦浜583番地33
 - 1(3)：ロジスネクストユニキャリア株式会社中国支社山陰支店 支店長 上野 義則
島根県松江市東出雲町錦浜583番地33
 - 1(4)：ロジスネクストユニキャリア株式会社中国支社山陰支店 支店長 上野 義則
島根県松江市東出雲町錦浜583番地33
 - 1(5)：ロジスネクストユニキャリア株式会社中国支社山陰支店 支店長 上野 義則
島根県松江市東出雲町錦浜583番地33
 - 1(6)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1
- 5 落札金額
- 1(1)：39,380,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 1(2)：16,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 1(3)：12,276,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 1(4)：23,892,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 1(5)：16,588,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
 - 1(6)：12,320,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和2年2月7日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和2年3月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 調達内容
 - (1) 委託業務名及び数量
施設管理台帳システム整備業務委託 一式
 - (2) 委託場所
島根県松江市、安来市、出雲市、雲南市、江津市

(3) 業務概要

飯梨川水道施設、斐伊川水道施設、江の川水道施設、飯梨川工業用水道施設、江の川工業用水道施設、飯梨川第一発電所導水路トンネル及び八戸川第一発電所導水路トンネルに係る施設管理台帳システム整備

(4) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(5) 低入札対策

この業務は島根県企業局建設工事等入札要領が準用する島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領（以下「低入札対策実施要領」という。）の適用を受ける業務委託である。なお、低入札基準価格の算定は、低入札対策実施要領による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 島根県における県税の滞納がない者又は納税義務がないものであること。

(3) 入札公告の日から入札書提出期限までの間に、島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱による指名停止を受けていないこと。

(4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、(ア)及び(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

同一入札に参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効の入札として取扱う。

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号））が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(6) 平成30年度又は令和元（平成31）年度に完了した島根県発注の業務委託で、低入札対策実施要領の適用を受け、低入札基準価格を下回る入札を行い契約した者で70点未満の業務成績評定を受けた者の参加は認めない。

(7) 「平成31・32年度島根県測量、地質調査、建設コンサルタント等有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）」に登載され、かつ次に掲げる条件をすべて満足すること。ただし、資格者名簿に登載されていない者については、令和2年4月6日までに「測量、建設コンサルタント業務等に係る競争入札参加資格審査要綱」第7条により測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格申請（測量に限る。）を行い、入札参加資格の認定を受けた上で、本件業務の入札参加資格確認申請書等を提出すること。

ア 資格者名簿の測量一般において希望有無欄に「○」があり、かつ登録有無欄に「○」がある者

イ 公告日の前日において、直接的かつ恒常的な雇用関係にある測量士が在籍すること。

ウ 国（公団とその後継会社及び公社を含む。）、都道府県（公社を含む。）、市区町村（公社及び企業団を含む。）が発注し、平成16年度以降入札公告前日までに完了した次に掲げる業務のいずれかの履行実績を有するこ

と。

(7) 上水道施設又は下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業により設置された施設を含み、合併処理浄化槽に伴い設置された施設は除く。）又は工業用水道施設における台帳整備業務（台帳の更新及び修正を含む。）

(4) 上水道施設又は下水道施設（公共下水道、流域下水道、都市下水路、農業集落排水事業及び漁業集落排水事業により設置された施設を含み、合併処理浄化槽に伴い設置された施設は除く。）又は工業用水道施設における台帳システム整備に関する業務（市販ソフトを利用したシステム整備、台帳の電子化及び既存システムの更新・機能追加を含む。）

3 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和2年3月24日（火）から同年4月10日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札説明書等の交付等

(1) 交付期間

公告日から開札日以降30日間

(2) 交付場所等

ア 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

イ 入札情報サービス（P P I）及び島根県ホームページの入札情報に掲載する。

入札情報サービス（P P I） URL <http://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal>

島根県ホームページの入札情報 URL https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/

(3) 入札説明書等に関する質問

ア 質問の提出方法

入札説明書等に関する質問のある者は、電子調達システム又は書面により提出するものとする。

イ 提出期限

令和2年4月24日（金）正午まで

ウ 提出先の担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県企業局経営課 経営企画スタッフ

電話 0852-22-6644 F A X 0852-22-5679

エ 回答

令和2年4月28日（火）までに、(2)イに掲載する。

5 入札方法等

(1) 入札書の提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出できない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 電子調達システムによる入札の期間

令和2年5月11日（月）午前9時から同月12日（火）午後4時まで

(3) 書面による入札の日時、場所

ア 日時

令和2年5月12日（火）午後4時まで

イ 場所

4(3)ウの担当部局とする。

(4) 郵便等による入札

郵便等（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和2年5月11日（月）を配達日として指定し、当日の午後4時までに到着していること。提出先は4(3)ウの担当部局とする。

(5) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の辞退

(1) 入札参加資格確認通知を受けた者の入札辞退は、入札書提出日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。

(2) 入札辞退者は、電子調達システムにより入札書提出期日までに手続きを行うこと。書面による入札の場合は、入札執行前にあつては入札辞退届を持参又は郵送により提出し、入札執行中にあつては入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

7 開札等に関する事項

開札は次の日時及び場所で行う。

(1) 日時 令和2年5月13日（水） 午後1時30分

(2) 場所 島根県松江市殿町8番地 島根県企業局経営課

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、低入札対策実施要領に基づく低入札基準価格を下回る入札があった場合は、低入札対策実施要領に基づく調査を行ったうえで落札者を決定する。この場合、低入札基準価格を下回る入札を行った者は、事後の資料提出等調査に協力しなければならず、最低の価格であっても必ずしも落札者とはならない場合がある。

(7) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県企業局経営課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(8) 問合せ先

4(2)ウの担当部局とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity : Development of a facility management ledger system

(2) Submission period by electronic bidding : from 9 : 00 a.m. May 11, 2020 until 4 : 00 p.m. May 12, 2020

(3) Submission deadline for bidding : 4 : 00 p.m. May 12, 2020

(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. on May 11, 2020)

(4) Supervising office (Contract Submission) : Management division, Office of Public Enterprise, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6644

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第2号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月23日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

別表第3第2号中「平成6年島根県条例第1号」を「平成12年島根県条例第52号」に改め、同表第11号中「又は臨時職員」を「、会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第3号

島根県病院局の任用期間の定めのある職員の任免権を委任する規程（平成19年島根県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月23日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

本則の表を次のように改める。

左 欄	右 欄	備 考
会計年度任用職員	本局にあつては県立病院課長、病院にあつては病院長	
臨時的任用職員	県立病院課長	任用に当たっては、人事委員会の承認を要する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月23日

島根県病院事業管理者 山口 修 平

第26条の見出し中「臨時的任用職員等」を「非常勤職員」に改め、同条中「及び第30条」及び「任用の都度」を削る。

別表第4の6級の項中央病院の欄中「調整監」を「調整監
科長」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

島根県公安委員会規則第3号

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方警察職員組織別定員に関する規則（昭和36年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則第2項の表を次のように改める。

本部署別	警 察 官						警察官 以外の 職 員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡 査 部 長	巡 査	計		
警察本部	50	85	148	95	146	524	226	750
警 察 署	22	65	227	314	360	988	97	1,085
計	72	150	375	409	506	1,512	323	1,835

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

島根県公安委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

島根県公安委員会委員長 遠 藤 充 子

島根県公安委員会規則第4号

島根県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会運営規則（平成13年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ものとし、委員長が招集する」を「ものとする」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、委員会において開かないと決定したときは、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

- 2 定例会議は、委員長が招集する。

第8条第1項中「本部長は、」の次に「委員会の求めに応じ」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

島根県公安委員会委員長 遠藤 充子

島根県公安委員会規則第5号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表古物営業法の部第7条第1項の項中「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同部第7条第2項の項を削り、同部第7条第4項の項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同部第10条第2項の項中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同部第23条の項中「第23条」を「第23条第1項及び第2項」に改め、同部第27条の項中「第27条」を「第26条」に改め、同部に次のように加える。

第27条第1項	国家公安委員会への報告
第27条第2項	他の公安委員会への通報及び他の公安委員会からの通報の受理

別表古物営業法の一部を改正する法律の部を次のように改める。

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）	附則第3条第2項	許可証の交付の申請の受理
	附則第3条第3項	許可証の交付

別表古物営業法施行規則の部第5条第6項の項中「第5条第6項」を「第5条第9項」に改め、同部第9条第1項の項を削り、同部の次に次のように加える。

古物営業法施行規則の一部を改正する規則（令和2年国家公安委員会規則第1号）	附則第3条第4項	主たる営業所等の届出の受理
---------------------------------------	----------	---------------

別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の部の次に次のように加える。

地域再生法（平成17年法律第24号）	第17条の36第2項（同条第23項において準用する場合を含む。）	協議会への参加
地域再生法に基づく住宅団地再生道路運送利便増進実施計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（令和元年内閣府令第4号） 国土交通省	第1条（第5条において準用する場合を含む。）	認定申請に関する意見を求める旨の書面の受理
	第2条（第5条において準用する場合を含む。）	認定申請に関する意見の提出
	第4条（第5条において準用する場合を含む。）	認定に関する処分の内容についての通知の受理

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく道路
運送高度化実施計画、地域公共交通再編実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の
聴取に関する命令の部の次に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。